

## 第8回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月8日(月)午後2時00分～5時10分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第 25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請取消願について
    - 議案第 26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第 27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第 28号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第 7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第8回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第8回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番中村政五郎委員、同じく7番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請取消願についてを議題といたします。</p> <p>1番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、2番金子節夫委員の退席をお願いします。それでは1番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請取消願についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請取消願があったので、審議の決定を求めます。令和3年2月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人及び土地の表示、願出理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。以上、皆様の審議を宜しくお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>（2番金子節夫委員入場）</p> <p>続きますして議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年2月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては3ページから6ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>5番（小林）</p>	<p>5番小林です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字狸塚字本郷地内、案内図は資料の3ページ、付近状況図は4ページを参照してください。申請地はきれいに管理され、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定</p>

会長（天谷）	<p>いたします。</p> <p>続きまして議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年2月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番（中村）	<p>6番中村です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字鶉新田字内ノ原地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は現状竹林ですが、伐採の上、転用目的の通りに利用することです。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして2番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>

会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
7番（島田）	7番島田です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字石打字家間地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は雑種地と宅地に囲まれ、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして3番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから16ページを参照してください。以上です。
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
5番（小林）	5番小林です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地はきれいに管理されていました。周辺が住宅地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
会長（天谷）	担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑

<p>会長（天谷）</p>	<p>に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして4番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番（中村）</p>	<p>6番中村です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は第1種農地ですが、自宅北側に位置し、不許可の例外である集落接続に該当するものと判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして5番について事務局より説明を願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから26ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番(島田)	<p>7番島田です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字店地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は以前に青地の除外が済んでおり、農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するものと判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして6番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番(小林)	<p>5番小林です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してください。申請地は現状更地となっており、農地区分は第2種農地と判断されま</p>

5番 (小林)	<p>す。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして7番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号7番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、31ページから34ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番 (島田)	<p>7番島田です。2月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料31ページ、付近状況図は32ページを参照してください。申請地はきれいに管理されており、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>



<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第28号、農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>別冊資料をご覧ください。農地法第18条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第18条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年2月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>まず、農地法第18条第1項について説明いたします。これは、農地の賃貸借の終了に関する規定になります。賃貸借の解除を行うためには、原則として県知事の許可が必要になります。その権限については、現在邑楽町に移譲されているため、許可権者は邑楽町になっています。</p> <p>今後の流れとしては、まずこの農業委員会で決議を行い、その決議の妥当性について県の農業会議で行われる常設審議委員会にかけます。その後、農業委員会、農業会議の意見をまとめた意見書、農業委員会での議事録を添付して、申請書を農業委員会から邑楽町に送付します。その上で、邑楽町が邑楽町長の名前で最終的な決定を行うこととなります。</p> <p>それでは番号1番。賃貸人、賃借人、土地の表示、申請区分等については、議案書の通りです。続いて別添資料をご覧ください。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>（資料の朗読及び解説）</p> <p>以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>2番（金子）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。ここで審議に入る前に、貸主・借主の双方から聞き取りを実施していますので、聞き取りに立ち会った委員の意見を求めます。</p>
<p>1番（横山）</p>	<p>2番金子です。1月29日に聞き取りを実施しましたが、農地法第18条第2項の第1号から第6号には該当しないと判断されますので、不許可相当と判断しました。</p>
<p>1番（横山）</p>	<p>1番横山です。1月29日に貸主・借主の双方から聞き取りを実施しました。資料にも聞き取りの経過が記載されていますが、判断といたしましては、不許可、許可しない</p>

1 番 (横山)	ことが相当であると判断されました。以上です。
会長 (天谷)	ここで、暫時休憩したいと思います。  (再開)
事務局(國府田)	それでは、審議を再開します。農地法第 18 条第 2 項第 1 号について検討に入ります。事務局より、説明を願います。  ここからは農地法第 18 条第 2 項第 1 号から第 6 号の各号全てにおいて、該当する、該当しないの両面で決を採ります。ではまず、農地法第 18 条第 2 項第 1 号より審議を進めたいと思います。 賃借料の一部不払い分があること、また自然農法について事前に説明がなく、さらに一部耕作しているだけで不耕作部分があり草を生やしてしまっているなどしていることが信義に反した行為であるか否か、つまり第 18 条第 2 項第 1 号に該当するか否かというところをご審議いただきたいと思います。 ここで皆様の参考として今一度「3 参考」のページをご覧くださいと思います。 さらに、賃貸人、賃借人それぞれより提出された写真及び航空写真、また判例や弁護士見解等もありますので、それらも随時見ていただきつつ、ご審議いただきたいと思います。以上です。
会長 (天谷)	事務局の説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手を願います。  (金子委員挙手)
2 番 (金子)	はい、金子委員。  賃貸人から申請が出された、農地法第 18 条第 1 項について、町の顧問弁護士から見解は得ているのですか。
事務局長 (吉田)	はい。法的な見地から、町の顧問弁護士より意見を頂戴しておりますので、朗読をさせていただきます。  (顧問弁護士の見解を朗読)
会長 (天谷)	他に質疑はございますか。  (挙手なし)

会長（天谷）	<p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。ここで、事務局より採決に関する補足説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>これから1号から6号までの各号において採決を行います。「該当する」に挙手した場合は、いわゆる許可につながる判断となります。1号で言うならば、「該当する」に挙手した場合は、信義に反した行為があったものと判断したという意味合いになります。「該当しない」に挙手した場合は、信義則違反があったとまでは言えないと判断したという意味合いになります。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>それでは、農地法第18条第2項第1号について、信義に反しているため解除を許可することが妥当だと思う方は挙手を求めます。</p> <p>（挙手：0名）</p> <p>次に、農地法第18条第2項第1号について、信義に反するとまで言えず、これによる解除を認めず不許可と思う方、挙手を求めます。</p> <p>（挙手：9名）</p> <p>よって、農地法第18条第2項第1号については、信義に反しているとまで言えず不許可という結論になりました。</p> <p>次に農地法第18条第2項第2号について検討に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>それでは第18条第2項第2号について該当するか否かの審議を進めたいと思います。</p> <p>賃貸人には、先月の案件にて提出があったように、確かに具体的な農地転用の計画があると思われれます。ここでまた「3 参考」のページ、また、判例や弁護士見解等もご覧いただきつつ、ご判断頂きたいと思います。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>（金子委員挙手）</p> <p>はい、金子委員。</p>
2番（金子）	<p>この2号については、どういう見解なのでしょうか。</p>

事務局(國府田)	顧問弁護士の見解ということでしょうか。
2番(金子)	はい。
事務局長 (吉田)	はい、それでは農地法第18条第2項第2号についての顧問弁護士の見解についてご報告します。
	(顧問弁護士の見解を朗読)
会長(天谷)	他に質疑はございますか。
	(挙手なし)
	ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。ここで、事務局より採決に関する補足説明をお願いします。
事務局(國府田)	それでは2号についても、両面で決を採ります。「該当する」に挙手した場合は、農地を転用することが相当であると判断したという意味合いになります。「該当しない」に挙手した場合は、農地を転用することが相当ではないと判断したという意味合いになります。以上です。
会長(天谷)	それでは、農地法第18条第2項第2号の事由に該当し解除を許可することが妥当だと思う方は挙手を求めます。
	(挙手：0名)
	次に、農地法第18条第2項第2号の事由に該当するとまで言えず、これによる解除を認めず不許可だと思う方、挙手を求めます。
	(挙手：9名)
	よって、農地法第18条第2項第2号の事由については該当するとまでは言えず、解除は認めないため不許可という結論になりました。
	続きまして農地法第18条第2項第3号について審議に入ります。事務局より説明を願います。
事務局(國府田)	第18条第2項第3号について該当するか否かの審議を進めたいと思います。ここでまた「3 参考」のページ、また判例や弁護士見解等もご覧いただきつつ、ご判断いただきたいと思います。 改めて説明いたしますと、3号について該当するという

事務局(國府田)	<p>のは、たとえば賃貸人の経営能力が、その生産実績、農業技術、設備等から考えて十分な農業生産性を有すると考えられるのに対し、賃借人の方は高齢化して耕作を実際にはほとんど行っていない、というような場合になります。</p> <p>またこの3号については、国の処理基準から言えば、賃貸借の消滅によって賃借人の相当の生活の維持が困難となるおそれはないか、賃貸人が土地の生産力を十分に発揮させる経営を自ら行うことがその者の労働力、技術、施設などの点から確実に認められるか等の事情により判断するとしています。これらを参考にしながらご審議いただきたいと思えます。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>(金子委員挙手)</p> <p>はい、金子委員。</p>
2番(金子)	<p>3号について、顧問弁護士の見解をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>はい、それでは農地法第18条第2項第3号について、顧問弁護士の見解をご報告します。</p> <p>(顧問弁護士の見解を朗読)</p>
会長(天谷)	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。農地法第18条第2項第3号の事由に該当し解除を許可することが妥当だ思う方は挙手を求めます。</p> <p>(挙手：0名)</p> <p>次に、農地法第18条第2項第3号の事由に該当するとまで言えず、これによる解除を認めず不許可だと思う方、挙手を求めます。</p> <p>(挙手：9名)</p> <p>よって、農地法第18条第2項第3号の事由については該当するとまでは言えず、解除は認めないため不許可という結論になりました。</p>

会長（天谷）	<p>続いて農地法第18条第2項第4号について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>第18条第2項第4号についてですが、こちらは耕作地について利用意向調査が行われた場合に関する規定です。本申請地について、利用意向調査は行われていないため、これについては該当なしとなると考えられます。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>
会長（天谷）	<p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、第4号は該当しないと言う結論でよろしいか挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
事務局（國府田）	<p>挙手全員、よって第4号は本件に該当しないと言う結論になりました。</p> <p>続いて農地法第18条第2項第5号について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>第18条第2項第5号についてですが、第5号については、法人に関する規定です。本申請の当事者に法人はいないため、これについては該当なしとなると考えられます。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>
会長（天谷）	<p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、第5号は該当しないと言う結論でよろしいか挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
事務局（國府田）	<p>挙手全員、よって第5号は本件に該当しないと言う結論になりました。</p> <p>続いて農地法第18条第2項第6号について検討に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局(國府田)	<p>第18条第2項第6号について該当するか否かの審議を進めたいと思います。</p> <p>国の通知によると「賃貸借の解約を認めることが農地等の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合」のことを指します。これについて、該当するか否かの審議をお願いいたします。</p> <p>ここでまた「3 参考」のページ、また写真や判例、弁護士見解等もご覧いただきつつご判断頂きたいと思います。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>(金子委員挙手)</p> <p>はい、金子委員。</p>
2番(金子)	<p>6号につきまして顧問弁護士からの見解をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>はい、それでは農地法第18条第2項第6号についての見解をご報告します。</p> <p>(顧問弁護士の見解を朗読)</p>
会長(天谷)	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。農地法第18条第2項第6号の事由に該当し解除を許可することが妥当だ思う方は挙手を求めます。</p> <p>(挙手：0名)</p> <p>次に、農地法第18条第2項第6号の事由に該当するとまで言えず、これによる解除を認めず不許可だと思う方、挙手を求めます。</p> <p>(挙手：9名)</p> <p>よって、農地法第18条第2項第6号の事由については該当するとまでは言えず、解除は認めないため不許可という結論になりました。</p> <p>したがって1番の案件については、該当する全ての号に</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>において不許可という意見を付して邑楽町長に送付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年2月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については35ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、全て終了いたしました。これで第8回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月8日</p> <p style="text-align: center;">邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u></p> <p style="text-align: right;">委員 <u>中村 政五郎</u></p> <p style="text-align: right;">委員 <u>島田 信成</u></p>